

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年 4月 1日現在>

これは、居宅介護支援の開始にあたって契約締結を行う際、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。ご不明な点があれば、ご質問ください。

1. サービスについての相談窓口

電話 0747-53-0589（午前8時30分～午後5時15分まで）
担当 中野 元規

2. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 辻本 眞宏
法人所在地 (連絡先)	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-52-1941 FAX 0747-54-2888
事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業

3. 居宅介護事業所の概要

(ア) 事業所の所在地・営業日及び時間等について

事業所名称	大淀町社会福祉協議会 居宅介護支援事業者
介護保険指定事業者番号	奈良県指定事業者番号 (2973600014)
事業所所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地
サービス提供地域	大淀町内 ※上記地域以外の方でもご希望の方は御相談ください。
営業日及び時間 上記以外の 緊急連絡先	平日 午前8時30分から午後5時15分まで 080-5343-0589

4. サービスの内容及び利用料等

(ア) 居宅介護支援の内容、提供方法等について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	利用料 1ヶ月あたり	※保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月毎に要介護度に応じた下記の金額をいただきます。 当事業所が発行するサービス提供証明書を後日大淀町に提出すれば全額払い戻しが受けられます。
①居宅サービス計画の作成	【契約書】を参照	①～⑦は居宅介護支援の一連の業務として介護保険適用となる	全額給付で、自己負担なし	居宅介護支援費1ヶ月 要介護1・2 : 1086単位 要介護3・4・5 : 1411単位
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③居宅サービスの経過把握、再評価				
④給付管理				
⑤要介護認定申請に係る援助				
⑥利用者状況の把握				
⑦相談業務				

※1単位は10単円換算

(イ) 各加算について

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 特定事業所加算 (I) | 519 単位/月 |
| 特定事業所加算 (II) | 421 単位/月 |
| 特定事業所加算 (III) | 323 単位/月 |
| 特定事業所加算 (A) | 114 単位/月 |
| 2 初回加算 | 300 単位/月 |
| 3 入院時情報連携加算 (I) | 250 単位/月(入院当日) |
| 4 入院時情報連携加算 (II) | 200 単位/月(入院日～翌々日まで) |
| 5 退院・退所加算 | 450～900 単位/月 |
| 6 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位/回 |
| 7 ターミナルケアマネジメント加算 | 400 単位/月 |
| 8 通院時情報連携加算 | 50 単位/月 |
| 9 特定事業所医療介護連携加算 | 125 単位/月 |

※加算については全額保険給付の為、自己負担はありません。

※1の加算については変動する可能性があります。

※2～9については適宜、該当した場合に居宅介護支援費請求時に加算します。

(ウ) その他費用について

交通費	自動車等を使用した時、利用者の居宅が、通常の事業実施地域（大淀町）以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 本所から片道おおむね10キロメートル未満：1,000円 本所から片道おおむね10キロメートル以上：2,000円 ※但し、中山間地域等サービス提供加算算定時は、交通費は頂きません。
要介護認定申請代行費	無料
記録の謄写費	

5. 利用者の居宅への訪問頻度

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する目安は、少なくとも1ヶ月に1回。

6. 職員の体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1	1			1
介護支援専門員	3	3		ケアプラン作成等	3
事務職員					

7. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護者の相談に応じ、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他に便宜を図る事を目的とする。
運 営 方 針	1. 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力、置かれている環境等に応じ利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供され自立した日常生活を営む事が出来るように配慮しながら行う。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される居宅サービスが不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 3. 事業運営にあたっては、大淀町、在宅介護支援センタ

	一、その他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める 4. 上記の他、平成11年3月31日、労働厚生省第38号を遵守する。
--	------------------------------------------------------------------------

8. 緊急時の対応法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、主治医にご連絡するとともに、予め指定する緊急連絡先等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名称	
	所在地 電話番号	TEL
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所 電話番号	TEL

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	
	担当課名	
	電話番号	TEL
居宅介護支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当ケアマネジャー	
	電話番号	TEL

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人全国社会福祉協議会
保険名	福祉サービス総合保障
保障の概要	身体障害、財物破損、管理受託物補償

10. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している居宅介護支援に関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	電話番号 FAX 番号 担当者名 第三者委員	0747-53-0589 0747-54-2888 中野 元規 井片 正子 上坂 美代子
市町村の窓口	所在地 電話番号 担当部署	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 町役場内 0747-52-5501 福祉介護課
公的団体の窓口 奈良県国民健康 保険団体連合会	所在地 電話番号 担当部署	奈良県橿原市大久保町302-1 0120-21-6899 介護保険課 指導相談係

11. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行いません。

①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

②前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

12. 虐待防止・身体拘束等の適正化の推進について

事業所は、虐待の防止・身体拘束等の適正化の推進のため、指針の作成担当者の設置等、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する責任者 宮本 賢太郎

13. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- (1) 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シミュレーション)を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行いません。

1 5. 感染症対策の強化

- (1) 感染症予防・蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員などに周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症予防・蔓延のための指針を整備し、研修・訓練を開催します。

居宅介護支援事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大淀町社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業利用者が申請書、契約書に記載した事項・ サービス担当者による依頼文・ 医療連携、退院、退所連携情報提供書・ 認定調査表・ 業務日誌・ 主治医意見書・ 独居加算（住民票）・ 開示請求申請書・ 緊急連絡先・ フェイスシート・ 福祉用具販売申請書・ アセスメントシート・ 福祉用具貸与報告書・ モニタリング票・ 住宅改修申請書、理由書・ 介護計画書・ 苦情、相談、事故報告書・ カンファレンス記録・ 業務管理票
-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・提供票、利用票 ・介護保険サービスに係る協議書 ・給付管理票 ・支援経過 ・レセプト
個人情報利用目的	居宅介護支援事業におけるサービス提供を適正かつ円滑に行い、利用者の在宅生活の継続及び自立に向けて支援を目的とする。
個人情報の利用・提供方法	<p>本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの作成 ・カンファレンス及びミーティング ・サービスの質の向上 <p>(2) 外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関（病院、医院、療養型施設） ・近隣の保健所、市町村の保健センター ・近隣の老健施設、身体障害者施設 ・近隣の居宅介護事業所 ・近隣の訪問介護事業所 ・近隣の通所介護事業所 ・近隣の訪問入浴事業所 ・近隣の福祉用具貸与販売事業所 ・民生児童委員 ・特定非営利活動法人
その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	宮本 賢太郎

・福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条第1項に規定する任意の福祉サービス第三者評価は、現時点において受けておりません。

令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要を説明しました。

事業所

所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地

名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会

代表者 会長 辻本 眞宏

説明者 大淀社会福祉協議会居宅介護支援係

氏名

印

重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要の説明を受け、同意します。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印